

個人・法人 税金・社会保険 比較シミュレーション

前提条件・補足

I. 税金比較

<個人事業(現在)の税額>

◇ 本人 — 事業所得に対する税金

事業収入(売上)		①
必要経費		②
事業所得金額 (専従者控除前)	0	③(①-②)
専従者給与額		④
青色申告控除額		⑤
事業所得金額	0	⑥(③-④-⑤)
国保・国年保険料控除		⑦
その他概算所得控除		⑧
課税所得金額	0	⑨(⑥-⑦-⑧)
所得税	0	⑩(計算式より連動)
住民税	0	⑪(計算式より連動)
事業税	0	⑫(計算式より連動)
税額合計	0	⑬(⑩+⑪+⑫)

<法人設立後の税額>

◇ 法人 — 法人所得に対する税金

	法人収入(売上)	0	①
	法人費用(損金)	0	②
	健保・厚年保険料 (会社負担分)	0	③
貸 貸 不 借 産 生	支払家賃発生 (個人へ支払)		④(-)
	減価償却費 (個人で計上)		⑤(+)
	支払利子 (個人で計上)		⑥(+)
	固定資産税他なくなる 経費(個人で計上)		⑦(+)
そ の 他 変 動	その他増える経費 (-)		⑧(-)
	その他減る経費(+)		⑨(+)
	法人課税所得	0	⑩(①~⑨計)
	法人税	0	⑪(計算式より連動)
	法人地方税	70,000	⑫(計算式より連動)
	法人事業税	0	⑬(計算式より連動)
	税額合計	70,000	⑭(⑪+⑫+⑬)

個人・法人 税金・社会保険 比較シミュレーション

< 個人事業(現在)の税額 >

◇ 配偶者 — 給与所得に対する税金

給与収入金額	0	①
給与所得控除額	650,000	②(計算式より連動)
給与所得金額	0	③(①-②)
国保・国年保険料控除		④
その他概算所得控除		⑤
課税所得金額	0	⑥(③-④-⑤)
所得税	0	⑦(計算式より連動)
住民税	0	⑧(計算式より連動)
税額合計	0	⑨(⑦+⑧)

< 法人設立後の税額 >

◇ 本人 — 個人所得に対する税金

給与収入金額		①
給与所得控除額	650,000	②(計算式より連動)
給与所得金額	0	③(①-②)
賃貸不動産 借発生	不動産収入金額(+)	④
	減価償却費(-)	⑤
	支払利子(-)	⑥
	固定資産税他経費(-)	⑦
不動産所得金額	0	⑧(④-⑤-⑥-⑦)
合計所得金額	0	⑨(③+⑧)
健保・厚年保険料 (本人負担分)	0	⑩
その他概算所得控除	0	⑪
課税所得金額	0	⑫(⑨-⑩-⑪)
所得税	0	⑬(計算式より連動)
地方税	0	⑭(計算式より連動)
税額合計	0	⑮(⑬+⑭)

◇ 配偶者 — 給与所得に対する税金

給与収入金額		①
給与所得控除額	650,000	②(計算式より連動)
給与所得金額	0	③(①-②)
健保・厚年保険料 (本人負担分)	0	④
その他概算所得控除	0	⑤
課税所得金額	0	⑥(③-④-⑤)
所得税	0	⑦(計算式より連動)
地方税	0	⑧(計算式より連動)
税額合計	0	⑨(⑦+⑧)

個人事業(現在)の 合計税額
0



法人設立後の 合計税額
70,000

個人・法人 税金・社会保険 比較シミュレーション

II. 社会保険比較

< 個人事業(現在)の社会保険 >

(制度: 国民健康保険、国民年金)

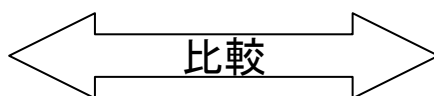
社長・配偶者 (個人負担分)		(国民年金)	OK
		(国民健康保険)	
従業員 (事業主負担分)	0	(国民年金)	
	0	(国民健康保険)	

< 法人設立後の社会保険 >

(制度: 健康保険、厚生年金)

社長・配偶者 (個人及び会社負担分)	0	(厚生年金)
	0	(健康保険)
従業員 (会社負担分)	0	(厚生年金)
	0	(健康保険)

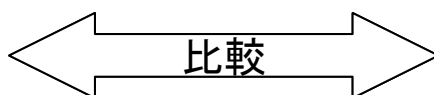
個人事業(現在)の 合計保険金額
0



法人設立後の 合計保険金額
0

III. 合計税額・社会保険比較 (I + II)

個人事業(現在)の 合計税額・保険金額
0



法人設立後の 合計税額・保険金額
70,000

(参考一 社長・配偶者の年金を考慮しない場合の個人事業・法人の負担比較)

個人事業(現在)の 合計税額・健康保険
0



法人設立後の 合計税額・健康保険
70,000

(補足説明) 上記は「税金・健康保険・従業員の年金」の比較です。

社長・配偶者の年金は「将来の自分への貯蓄」と考えれば必ずしも負担ではないため、負担の比較対象から除外しました。